

平成30年5月16日

スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書の公表について

消費者庁は、スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査を行い、その結果に基づき、景品表示法上の考え方や求められる表示方法等を取りまとめましたので、これを公表します。

事業者が商品・サービスの内容や取引条件について訴求するいわゆる強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため、仮に例外条件や制約条件などがあるときは、その旨の表示（打消し表示）を分かりやすく適切に行わなければ、一般消費者に誤認され、不当表示として景品表示法上問題となるおそれがあります。

消費者庁では、近年、スマートフォンで商品・サービスの購入・申込みをする消費者が増加している背景を踏まえ、新たにスマートフォンにおける打消し表示に関する調査として、幅広い年代の消費者を対象とした意識調査を行いました。

今般、上記の調査結果に基づき、景品表示法上の考え方や求められる表示方法等を整理し、「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」を取りまとめましたので、公表いたします。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 鈴木 山崎 田中

電話：03(3507)9233（直通）

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>